

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	牢人たちの忠義 : 近世武士の倫理観と歴史意識
Author(s)	引野, 亨輔
Citation	史学研究 , 305 : 83 - 105
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055670
Right	
Relation	



牢人たちの忠義

—近世武士の倫理観と歴史意識—

引野 亨 輔

はじめに

牢人^①たちの忠義というタイトルをみて、多くの人々が思い浮かべるのは、元禄年間（一六八八—一七〇四）の赤穂事件であろう。なにしろ大石内蔵助良雄を始めとする旧赤穂藩士たちは、今は亡き主君浅野内匠頭長矩の無念を晴らすべく、吉良上野介義央の邸宅に討ち入ったわけである。確かにそれは牢人たちの忠義と呼ぶにふさわしい行為といえる。もともと、後世に種々の文芸作品のなかで美化されて語られたように、主君への盲目的な忠誠心が一貫して彼らを突き動かしたのだと考えるには、少なからず疑問もある。

いきなり話が本筋からそれるが、ここで戦国時代の牢人における忠義のかたちを考えてみよう。当然戦国時代にも大名家が滅亡すると大量の牢人が発生したし、そのなかには山中

鹿介幸盛のように、衰微した主家のため身命を賭す者もいた。しかし、新旧勢力の興亡激しいこの時代にあつて、山中幸盛ら旧尼子家家臣団は、あくまで実力行使によつて主家を再興し、その下で自らが繁栄することを目指したわけである。同時期には何度も主家を替えて栄転を目指す渡り奉公人も多くいたが、動乱期特有の功利的精神に基づいて行動していたという点に着目するなら、彼ら渡り奉公人と山中幸盛の間に決定的な差異は存在しない^②。

他方、江戸時代に武士の城下町集住が進展すると、彼らは所領への土着性や一族郎党の結束力を失つていく。こうした環境変化が、近世武士の自立性を奪い取り、赤穂事件にみるような主君への滅私奉公の精神を発現させたと仮定できないわけではない。もともと、幕藩制国家論において、かつて主流を占めていた上位権力の絶対性を強調する研究は、その後

大いに見直されて現在に至っている。例えば、朝尾直弘によれば、専制的にみえる幕藩領主も「御家」存続という家中総意の願望に対しては強い責任を有しており、近世の主従制度は主君と家臣が互いに制約し合う双務的なものであったとされる⁽³⁾。また、笠谷和比古によれば、近世大名の「御家」とは個々の家臣を構成員として意思決定が行われる組織であり、家中の同意を取り付けられない主君は強制的に隠居に追い込まれることさえあったという⁽⁴⁾。

実際、赤穂事件の経過を追ってみると、主君への盲目的な忠誠心といった決まり文句には取まり切らない複雑な事情がみえてくる。後世に脚色された史料ではなく、旧赤穂藩士自身が残した記録から事件の実像に迫った谷口眞子によれば、吉良邸討ち入りに至る彼らの動向は以下のようなものであった。まず確認しておくべきは、後に吉良邸へ討ち入った四十七士全員が、浅野長矩切腹の知らせを聞きやいなや、主君の敵討ちを第一の目標に掲げたわけではない点である。むしろ、大石良雄は浅野大学長広（長矩の弟にして養子、兄の殿中刃傷に連座して閉門となっていた）の赦免と赤穂藩浅野家の再興を第一に考えており、その方針に従う者も多かった。他方、何が何でも吉良邸へ討ち入って主君の無念を晴らそうとする急進派は、当初堀部安兵衛武庸ら一部に過ぎなかったのである。ここに、主君個人への忠義よりも、「御家」の存続を重視する近世武士の価値観が浮かび上がる。

もつとも、江戸時代の双務的な主従制度のなかで、家臣たちは自らも活躍し得る「御家」という場の確保のみを求めたのか——つまり、「御家」再興の希望が断たれた時に主君への忠誠心は消え失せたのか——という点、彼らの価値観はそこまで割り切ったものではなかった。長広が浅野宗家である広島藩へお預けとなり、赤穂藩浅野家再興の可能性がなくなると、当初少数派であった堀部武庸らの情誼的忠誠心が、徐々に他の旧赤穂藩士の共感を得るところとなり、遂に四十七士の吉良邸討ち入りへと至るのである。つまり、江戸時代の主従関係とは、単一的な価値観に基づいて築き上げられていたわけではなく、「御家」の繁栄を保証する主君の能力、「御家」存続には不可欠な由緒正しい血統、主君個人との直接的交流に基づく慕情など、幾つもの要素が重なって成り立っていたといえる⁽⁵⁾。そして、赤穂事件とは、平時であればなかなか表に出てくることのない強烈な忠誠心が、偶発的な状況変化のなかで横溢して発生した出来事だったと理解し得よう。

さてここまで、赤穂事件を事例として長々と牢人たちの忠義について考えてみたが、おおよそ以下の点は確認できたと思われる。戦国時代のように頻繁に大名家の興亡が起こった時期であれば、大量に発生する牢人たちは、実力行使で主家を再興するにせよ、頼るべき新たな主家を探すにせよ、幾らでも現実的な選択を行うことができた。しかし、江戸時代になると、実力行使で勃興する大名家も、新たに家臣を大量登用する大名家も存在しなくなり、主家を失った牢人たちは身

の処し方に頭を悩ませることとなった。そして、そうであるからこそ、牢人たちの行動様式は、主家を持つ安定した武士の行動様式以上に、近世武士の価値観を窺う格好の研究素材になるのではないだろうか。もっとも、ここまで取り上げてきた赤穂事件については、既に谷口眞子・山本博文らの精緻な先行研究があり、かつ牢人たちの忠義が主君の敵討ちにまで至るのはかなり特異な事例でもあるので、⁽⁸⁾次節以降では、福山藩領の牢人たちが関与した賢忠寺一件という事件に注目してみたい。後述するように、賢忠寺一件で牢人たちが示した旧主への忠義は、赤穂事件に比べれば地味過ぎるものである。しかし逆にいえば、それはどこで起こっても不思議でないレベルの出来事であり、一般的な近世武士の価値観を考察する貴重な素材になると考えたからである。

一、福山藩水野家の改易と牢人の発生

賢忠寺一件を取り上げるに先立ち、ここではまず、福山藩五代藩主水野勝岑の改易処分により、旧福山藩士が牢人になる経緯を確認しておこう。そもそも福山藩は、福島正則の芸備退去に伴って成立する。福島正則は関ヶ原の戦いにおける功績で、芸備四九万石の大封を手に入れるが、広島城の無断修築を咎められ、元和五年（一六一九）に改易処分となる。それに代わって安芸一国と備後半国の四二万石に入国したのが外様大名の浅野長晟であり、備後半部一〇万石に山陽道の

外様大藩を牽制すべく入国したのが譜代大名の水野勝成である。徳川幕府の信頼も厚い水野勝成は、新たな拠点として福山城を築き、統治体制を整えていくが、四代藩主水野勝種に至って危機が訪れる。長男から六男が次々と早世して継嗣が整わないなか、勝種自身が元禄一〇年（一六九七）に三七歳の若さでにわかになされたからである。家臣たちはわずか一歳の七男松之丞を勝岑と名乗らせ、辛うじて家督を相続させるが、襲封御礼のため江戸へ登った勝岑は、將軍謁見が済んだ直後、元禄十一年（一六九八）五月五日に病没する。こうして福山藩は改易となり、大量の水野家牢人が発生したわけである。

ちなみに、福山藩水野家（水野宗家）は、藩祖勝成が徳川家康の従兄弟という譜代の名家であったため、徳川幕府は、勝岑病没の年に早くも旗本水野勝長（勝成の曾孫）へ宗家相続の許可を与えている。勝長はまず能登国西谷に一万石を与えられた後、下総国結城一万石へ転封となり、さらに八千石の加増を得て一万八千石の藩主となる。つまり、赤穂藩の場合と異なり、福山藩水野家はさほど時を待つことなく「御家」再興を果たしたことになる。

ただし、それによって水野家牢人たちが十分な恩恵をこうむったわけではない。勝岑病没時点での福山藩士は、足軽・中間も含めれば二千人以上おり、一万八千石の結城藩が彼ら全員に新たな仕官先を提供することはおおよそ不可能だったからである。事実、水野家牢人のなかで改易後ま

二、賢忠寺一件の発生と水野家牢人

もなく結城藩へ再仕官したことが確認できるのは二〇数人であり、福山藩領を退去せず村落に寓居し続けた者の方が数としてはよほど多かった。『西備名区』は文化年間（二八〇四―一八）にはその編纂をほぼ終えていたと考えられる地誌だが、そのなかでは福山藩領四〇ヶ村に寓居する水野家牢人の名前が一一一人分も紹介されている。なお、旧福山藩領は、天領（幕府直轄領）時代を経て、元禄一三年（一七〇〇）には松平忠雅に引き渡され、さらに宝永七年（一七一〇）には阿部正邦の支配地となる（ただし、一部は天領のまま残される）。この間、それぞれの支配者によって水野家牢人の村落寓居を取り締まる政策が取られているため、彼らは慣例的に自らを牢人と称しながら、完全に武士身分を捨て去り、百姓身分となって村落社会に土着したと理解されることが多い。しかし、中山富広によれば、数少ない仕官の機会を窺いつつ、数世代にわたって村落に寓居するような牢人も確かにおり、新たな領主や村落社会も彼らの存在を黙認していたとされる。つまり、福山藩領の水野家牢人とは、遠く離れた結城の地で主家の再興がかなったことを認識しつつ、その内部に入ることもかなわず、旧支配者層としての誇りに執着しながら、福山の地に留まらず人々であると考えることができる。次節ではいよいよ賢忠寺一件の検討に入るが、右のような複雑な環境を念頭に置いて、水野家牢人の心情を推し量ることに尽力したい。

さて、まず事件の舞台となった賢忠寺の来歴を述べておく^②と、この寺院は、備後国に入った水野勝成が、先祖代々帰依してきた三河国刈谷の楞嚴寺（曹洞宗）から僧侶を招いて建立したものである。賢忠寺の寺号が、勝成の父である水野忠重の法名「瑞源院殿勇心賢忠大居士」から取られているのは明らかであり、その目的も水野家代々の菩提を弔うことにあつたと考えられる。事実、四代藩主勝種に至るまで歴代福山藩主はここに葬られており（ただし、日蓮宗への帰依が深かった二代藩主勝俊は妙政寺という福山城下の日蓮宗寺院に葬られた）、改易後も賢忠寺は水野家牢人たちにとって亡き主君をしのぶ特別な場所であつた。

この賢忠寺をめぐる事件が繰り広げられたわけだが、以下では水野家牢人の一人である平井尉右衛門が記した「賢忠寺一件井蛙録」に基づき、事件の経緯を復元してみたい。^③後述するように賢忠寺一件は、「万輝院殿御具足」質入れ事件と、「御廟所」掘り起こし事件の二段階に分類できるが、いずれにせよ事件の発端は、賢忠寺五代住職玉峯の死去であつた。

① 「万輝院殿御具足」質入れ事件の発生

享保一三年（一七二八）六月八日、賢忠寺の住職玉峯が死去し、兄弟弟子の徳門が先代の遺言に従つて六代住職に就任する。そして、この徳門の代に、水野家牢人たちの賢忠寺に

対する不信任が急激に高まっていく。玉峯の百箇日法要が終わった九月一三日に、福山城下の曹洞宗寺院である泉龍寺の住職雲峯が、徳門の行動に不審を抱き、水野家牢人と相談すべく平井尉右衛門を呼び寄せた。なお、平井尉右衛門の父に当たる藤右衛門は、福山藩改易時に幕府へ提出された「水野松之丞勝岑家中分限帳」によると、馬廻りとして三五〇石の知行を拝領するエリートであった。¹⁴既に家臣団が解体されたこの時期にも、尉右衛門は藤右衛門の息子という肩書きで水野家牢人の代表とみなされ、雲峯の相談に乗ったわけである。

また、この雲峯については、『西備名区』と並び称される福山藩領の地誌『備陽六郡志』に詳しい事績が載っているの¹⁵で、以下に引用しておこう。

雲峯、天生篤実にして師に孝なる事、又類なし。其師水翁禪師、当寺(泉龍寺―筆者注)を太白克酔和尚に譲て大龍寺に隠居す。当寺衰廢によりて太白、関東へ出走しけるゆへに無住になり、弥荒はて、野狐の棲となりぬ。

(中略) 応(水翁のこと―筆者注)、垂泣して曰、嗚呼、水野家の不幸なる、今正にこ、におよへり。老衲力微にして壞崩を修補するの力なく断腸は又甚し。汝宜敷興せは師孝の大なる事、何ぞ如之哉と。峯、唯然として諾し、十方に錫を振、鉢を飛し、境内に耘耨し、艱苦の功を積て、仏殿、禅堂及び庫裏、方丈を再建し、朝夕の仏餉を老漢に備へ、疎食を以て奴僕と同敷食し、法器欠典なく追日繁榮し、仏天感応の皆を廻し給ふにや、財産乏しか

らす

少し補足しておく、泉龍寺は、水野勝成の下で家老を勤めた中山将監重盛が、有力家臣の菩提寺とすべく建立した寺院である。そこで、寺院経営を支えてきた水野家の家臣たちが、福山藩改易に伴って離散すると、泉龍寺もまた、頼るべき檀家を失い、住職が逃げ去るまでに衰微したというわけである。ところが、泉龍寺の場合、師の嘆きを受け止め、奔走した雲峯により、見事に水野家治世の繁榮が取り戻されたこと¹⁶記される。『西備名区』にせよ、『備陽六郡志』にせよ、阿部家藩主時代に作成された福山藩領の地誌には、水野家藩主時代を懐古的に美化する傾向があり、雲峯をめぐるエピソードも恐らくそのような文脈で記されたものである。ただ、地誌の脚色には十分注意するとしても、雲峯をひとまず親水野派の中心人物と捉えておくと、その後の事件の対立構造は読み取りやすくなる。

話を元に戻そう。泉龍寺は賢忠寺と本末関係を持つわけではないが、「隣寺」という制度によつて安定した寺院経営を相互監視する立場にあった。そこで、雲峯は平井尉右衛門を呼び寄せてある懸念を告白した。すなわち、賢忠寺が四代住職玉峯の代に金策に困り、「万輝院殿之御具足」を備中国笠岡に質物に出していたというのである。「万輝院」は四代藩主水野勝種の戒名であるから、賢忠寺は歴代藩主の菩提寺らしく、勝種の具足を改易以前に預かっていたことになる。玉峯が具足の質入れ先として笠岡を選んだことに詳しい説明は

ないものの、同地は福山藩領に隣接する天領であり、物資の集散する港町でもあったため、ひそかに藩主の具足を質入れする最良の場所と考えられた可能性が高い。

それでは、歴代藩主の菩提寺である賢忠寺が、大切な勝種の具足を質入れた理由は、どこに求められるだろうか。水野家を大檀那として頼ってきた賢忠寺が、福山藩改易によって経済的に逼迫したことは容易に想像できる。賢忠寺に残る古文書のなかには、水野勝長の後を継いで結城藩二代藩主となった水野勝政から玉峯に宛てた享保八年（一七二三）の寄進状がある。それによれば、寄進の理由は「先年水野松之丞死去之御祠堂銀田畠等寄附在之候得共、年々及廢壞相統難成候之旨」を勝政が聞き付けたためであった。元禄一一年（一六九八）の福山藩改易時に、賢忠寺は今後も水野家の菩提を弔い続けるべく、藩領内の寺院のなかで最も手厚い寄進を受けたわけだが、それは永統的に安定した寺院経営を保証してくれるものではなかったようである。

もっとも、いかに困窮していたとはいえ、結城藩からの追加寄進は事行われたわけで、玉峯の具足質入れは大恩ある旧主への裏切り行為とみられても仕方ない。しかも、新たに住職となって事態を把握した徳門も、先代玉峯の振る舞いを全く問題視せず、借り入れ金返済の意思を一向に示さなかったため、勝種の具足が質流れしてしまう危険性さえ生じつつあった。なお、この後に起こる「御廟所」掘り起こし事件でさらに明白になっていくように、徳門は寺院経営には熱心で

あるものの、旧主菩提寺として水野家の威光を守り続ける意識には乏しい人物であったと考えられる。こうして、事態を重くみた泉龍寺住職の雲峯は、遂に水野家牢人への報告を思い立ったわけである。福山藩改易後の衰微で同様の苦渋を味わい、自らの奔走で解決へと導いた雲峯は、徳門とは対照的に旧主水野家の名誉を守ることに意欲的であった。「御具足を流、雑人原之手江渡り候義、いか程之恥辱難申計候」と水野家の恥辱にまで言及して、平井尉右衛門に賢忠寺の非道を訴えている。

もちろん、平井尉右衛門ら水野家牢人にとっても、旧主の名誉を守ることは重大な使命であった。そこで平井は、早速牢人仲間の津川玄真に協力を要請した。再び「水野松之丞勝岑家中分限帳」によって確認すると、かつて津川は三〇〇石取りの藩医として水野家に仕えていた^⑤。藩医の肩書きを失った後も、彼は福山城下で医業を営み続けており、平井はその財力に頼って、笠岡町人へ質入れされた勝種の具足を請け戻そうと考えたのである。主君の具足を自宅へ置くことに躊躇していた津川も、最終的には平井の要請に応じ、銀五四〇匁の消費で具足は津川宅へと請け戻された。

② 「御廟所」掘り起こし事件の展開

さて、泉龍寺雲峯の心遣いと、平井尉右衛門・津川玄真の迅速な対応で、「万輝院殿御具足」質入れ事件はどのようにかすなきを得たが、それからまだ日も経たない享保一三年

（二七二八）一月には、旧主水野家を軽んじる賢忠寺と水野家牢人たちの間で、再び対立が顕在化してしまふ。一月一二日に、徳門は福山藩寺社奉行の座間十郎左衛門から呼び出しを受けた（ちなみに、当時の福山藩主は正邦の後を継いだ阿部正福である）。座間が徳門を呼び出した用向きは宗門改めに関する事だったが、徳門は事のついでにと賢忠寺境内にある歴代福山藩主の御廟所縮小工事を願ひ出た。初代勝成・三代勝貞・四代勝種、さらには勝成の父である忠重と、複数の御廟所の存在によって境内地が手狭になっているため、一箇所にまとめた方がいいのである。座間は、その場での即答を避け、公式な書面での申請を促して徳門を帰した。ところが、翌日になって配下の三谷半右衛門を賢忠寺へ派遣したところ、事態は思わぬ方向へと進み出す。というのも、水野勝成の御廟所には既に掘り起こされた後があり、勝貞の御廟所も向きが変えられていたからである。徳門は、座間に工事を願ひ出た時には既に御廟所を動かさしつあり、事後承諾で対処できると考えていたことになる。

三谷は慌てて座間へ注進に向かい、工事は中断されるが、この騒動は次第に水野家牢人たちの知るところとなる。一月一日、広田与三左衛門なる水野家牢人が、いつものように賢忠寺の御廟所へ参詣したところ、たちまち異変に気付き、徳門へ抗議を行った。徳門は「一派中」に相談の上で行ったことだと弁明したが、泉龍寺に赴いて問い質したところ、御廟所工事のことなど聞いていなかった住職雲峯は「賢忠寺之

義不法之仕方」と憤慨した。また、同じく水野家牢人の豊田浅右衛門（福山藩改易以前は源右衛門を名乗る）も、いち早く賢忠寺へ赴き、工事の中止を要請した。ちなみに、「水野松之丞勝岑家中分限帳」によれば、広田与三左衛門は一〇〇石取りの馬廻り、豊田源右衛門は二〇〇石取りの物頭を勤めていた人物であり、この「御廟所」掘り起こし事件で中心的な役割を果たすことになる。

なお、泉龍寺の住職雲峯も、引き続き水野家牢人の支援者となり、紛糾の解決に努めるが、雲峯の相談役として田井新右衛門なる人物が登場してくるのには注意が必要である。「御廟所」掘り起こし事件において、田井は広田与三左衛門・豊田浅右衛門と結託して大きな役割を果たすからである。もともと、「水野松之丞勝岑家中分限帳」に彼に該当する名前はなく、事件当時泉龍寺の境内地に住み込んでいたこの人物の正体は定かでない。田井自身が「私之義ハ覚海和尚之時代より至極御入魂」の者であると述べており、覚海は賢忠寺四代住職に当たるので、福山藩改易以前から長く泉龍寺で寺男を勤めていたような人物であろうか。

ちなみに、「万輝院殿御具足」質入れ事件で活躍した平井尉右衛門は、昵懇にしていた田井から知らせがなかったと恨めしげに記録しているように、「御廟所」掘り起こし事件への関与では右の三人に遅れを取る。しかし、一月一七日には、津川孫之進や江木宗安（福山藩改易以前は助九郎を名乗る）といった「深切成もの」から知らせを受けて経緯を知り、

父親の藤右衛門や後述する平井三楽（福山藩改易以前は与五右衛門を名乗る）とも連絡を取りつつ、事件への関与者を増やしていった。こうしてみると、水野家家中の解体後も、牢人たちは、いざという事態に対処できるようネットワークを維持していたことが分かる。ちなみに、「水野松之丞勝岑家中分限帳」によれば、津川孫之進の父である藤助は一五石取りの中小姓、江木助九郎は一七石取りの中小姓を勤めていた人物である。旧主への忠誠心は、一〇〇石取り以上の上層武士のみならず、中下層にも通底しており、なおかつ牢人仲間のネットワークも馬廻り・中小姓などの格式を越えて広がっていたわけである。

さて、「御廟所」掘り起こし事件という一大事に際して、水野家牢人たちは連帯を強め、福山藩阿部家への申し入れや、賢忠寺への抗議を展開していったが、それとともに最も力を尽くしたのが、結城藩主水野勝政への注進である。仕官はかなわぬまでも、水野家牢人たちが再興された結城藩を忠誠の対象としていたのは明らかであり、水野勝政に「御家」の一大事を告げたいと考えたのは当然であろう。ただし、事件当時は村落寓居者に過ぎなかつた彼らにとつて、結城藩への注進を実現させるには様々なハードルがあつた。

まず第一は現在福山藩を治める阿部家への配慮である。なにしろ彼らは、阿部家の監視下で存在を許されている牢人に過ぎないわけであり、結城藩への注進が越権行為とみなされてしまつては、厳しい処罰を受ける危険性もあつた。そこで、

広田与三左衛門は、藩役所へ申し入れを行い、可否の判断を仰いでいる。幸い一月二五日には、「勝手次第」の確約を得たため、同日に豊田・広田・田井の連名で結城藩への伺い書が作成されたのである。

次に考えるべきは結城藩とのコネクションである。同じく水野宗家とはいえ、結城藩水野家は、あくまで福山藩水野家の断絶後に、新たな主従関係の下で再興されたものである。旧主の一大事を注進しようにも、彼ら水野家牢人は結城藩と確たる繋がりを持つていたのだろうか。既述の通り、水野家牢人からも二〇数人は結城藩への再仕官を果たしているの、かつての同僚・親族をたどつて結城藩士に行き着くことは可能である。とりわけ今回の場合、牢人たちが頼りにしたのは、先に触れた平井三楽のコネクションであつた。

平井三楽は、「水野松之丞勝岑家中分限帳」によれば、かつて二〇〇石取りの馬廻りを勤めていた人物である。一連の騒動が解決した享保一四年（一七二九）に八三歳で死去しており、牢人仲間のなかでも長老格であつたことは間違いない²¹。水野家牢人たちは、彼から入念な助言を受けつつ、伺い書の作成を進めた。ちなみに、当時結城藩には、溝口半左衛門・河田清太夫・青山伝右衛門・鳥居甚五左衛門という四人の御用人がいた。伺い書は、この四人に宛てて出されたわけだが、平井三楽は、平井治右衛門なる人物に向けても書状を出させている。平井治右衛門の役職は、御留守居仮役（本役が病気などの折に代役となる者）に過ぎず、本役の松本左左

衛門も別段病気ではなかったが、恐らく平井三楽と治右衛門は親族であり、水野家牢人たちにも親身に対応してくれる可能性が高かった。事実、公的なルートで提出された伺い書と異なり、田井新右衛門・平井尉右衛門の連名で平井治右衛門に出された書状には、「当七月廿五日入院仕候坊主か、早ケ様之大胆成義ヲ致候所存、迎も御菩提寺之住職ハ勤まる間敷」と生々しく徳門を批判する表現もみられ、頼るべき内々のルートであったことが感じ取られる。かつて上層武士であった牢人ほど、恐らくこのような親族ネットワークが豊富であり、遠く離れた結城藩水野家に一体感を持ち続けることができたのである。

最後にやはり経済的な困難も挙げておこう。作成された伺い書は、飛脚によって江戸の結城藩邸まで届けられたため、水野家牢人たちが直接長旅の苦勞を味わったわけではないが、当然飛脚代もただではない。医業を営む津川玄真のような事例はさておき、藩領諸村に寓居して仕官先を探す牢人たちにとって、金銭面の問題は避けて通れなかった。

ここに、頼りがいのある支援者が登場する。鉄屋五郎右衛門・今津屋甚介・今津屋喜右衛門・鉄屋与一郎・鉄屋甚九郎・岩田屋紋右衛門・岩田屋甚右衛門という七人の町人である。彼らのうち五人は、江戸時代後期に成立した「備後国福山城下悉知」という史料中に、有力町人として紹介されており、また『備陽六郡志』でもこれらの屋号が水野家藩主時代の御用達として記録されている²³。改易前の福山藩権力と繋がりを

持つ町人一族と考えて間違いない。彼らは「私共何れも御厚恩の者共二候、皆様之御人数二加り申義ハ慮外千万之義二候、責而此度之義二付、相応之御用等も御座候ハ、いか程成共無御遠慮可被仰聞候」と、水野家牢人たちに告げた。武士でもない自分たちが、注進メンバーに名前を連ねるのはおこがましいが、かつて水野家から受けた恩義に報いるためにも、何らかの援助をしたいというのである。彼らの行為を額面通り旧主に対する御用達の忠義と理解して良いかはやや疑問である。もっとも、平井尉右衛門が記すところを信じるなら、旧主への忠義を尽くそうとする牢人たちに対して、「町在共二御亡君様御大切二奉存候」風潮は強まっていたようである。また、阿部家ならともかく、村落に寓居する水野家牢人たちからの見返りを期待はできないわけで、彼らが牢人たちの忠義に損得勘定抜き共感を抱いていたのは事実だろう。

さて、ともあれ鉄屋五郎右衛門らの厚意により、水野家牢人たちは飛脚銀として二〇〇匁を用立てもらった。そして、いよいよ一月二六日に、結城藩への伺い書を持った飛脚の大鐘三木太夫と渡部六兵衛が、鞆津（江戸時代における福山藩の港湾拠点）を出船したのである。ちなみに、賢忠寺サイドも、一連の騒動について弁明すべく、徳門の弟子に当たる徳恩を江戸へ派遣しようとしたが、鞆津で大鐘三木太夫らが同船を拒否し、強引に出発してしまったため、徳恩の江戸への到着は大幅に遅れることとなった。

飛脚の出立について先に述べてしまったが、再び話を福山

城下町人によって用立てられた飛脚銀に戻すと、結局この二〇〇匁は、翌二月二日に利銀まで添えて返済されている。実は水野家牢人たちにとって、結城藩への注進を実現させる金銭的負担は、さほど大きな問題ではなくなっていたのである。再び平井尉右衛門の言葉を借りると、「徳門和尚か無法二付、諸浪人共集り候事ハ、誰す、めてもなけれ共、五里七里式十里余りの所ニ住居候者共も、又ハ御勘気在之もの共も、成も不成も皆寄集り」という具合に、水野家牢人たちは、異変発覚から伺い書作成までの一〇日ばかりの間に続々と福山城下へ結集していた。そこで、伺い書本体の差出人は、「御廟所」掘り起こし事件にいち早く関わった豊田浅右衛門・

広田与三左衛門・田井新右衛門の三人とし、伺い書に同意する牢人たちは、別紙に連名で名前を書き上げて提出することとなった。その数は、豊田・広田・田井を含むと実に四九人である。四九人の牢人たちが、それぞれにどのような個性を持ち、そこから彼らのいかなる心情が読み取り得るのかは、次節で詳細に検討したい。ひとまずここで押さえておきたいのは、水野家牢人たちが、ただ実直に御廟所への不敬阻止に情熱を注いだわけではなく、自らがその行為に関わった確実な証拠（つまり、名前を書き上げた紙面の結城藩への提出）に拘った点である。恐らくこれが彼らの忠義のかたちを象徴するものだと、筆者は想定している。

なお、金銭面での問題が早々に解決したという意味も、もはや明らかであろう。経済的に余裕のある者と困窮している

者に差はあるだろうが、これだけの牢人が結集すれば、一人四〜五匁の出費で飛脚銀二〇〇匁とその利息を返済できるからである。こうして五〇人近い牢人たちに福山城下の有力町人まで巻き込み、結城藩への注進は遂行された。

さて、ここで豊田・広田・田井の三人から結城藩の御用人四人に宛てて出された伺い書を抜粋し、「御廟所」掘り起こし事件の経緯を改めて把握しておきたい。

奉伺口上之覚

- ①、当御地賢忠寺儀、頃日宗休様御廟所掘起、御所を替、且又源光院様御石塔向キを替申候、其段浪人共承及、早速御寺江参上仕、勝手相触申候処、方丈（徳門のこ）と一筆者注）被申候ハ、御先君御代々之御廟所を始、数多散々ニ御座候而場取広、近年寺不勝手ニ罷成、掃除等も難成、見苦敷御座候而ハ、住職相勤候甲斐も無御座候、夫故瑞源院様・徳勝院様を始、数多之御廟所一所江寄、向後掃除等暉麗ニ仕度所存ニ而候由被申候（中略）
- ②、御廟所之石壇・かつら石・飛石等不残売払被申候、尤代物ハ被受取候得共、頃日浪人共とや角申ニ付無覚東存未請取申候、其儘差置候も御座候、ケ様之仕形御座候故、曾而以御廟所莊嚴之志とハ何も見受不申事
- ③、方丈被申候ハ寺段々不勝手ニ罷成候付、只今迄之通二而ハ御仏前掃除等も得不仕候由被申候、不勝手之義ハ先住代罷下御願申上、御寺領も御寄附被為遊候へハ、

御仏前之義二付候而ハ不勝手之申立、何も得其意不申候事(中略)

②、御伺も不申上軽々敷仕形、殊更雜人原之手ニ懸申段、勿体至極も無御座義、不届成仕方、何も浪人共難忍仕合奉存候、何分一兩人罷下蒙御下知申度与一同ニ申候得共、永々之浪人貧窮ニ及申候仕合ニ御座候へハ、及力不申候、以書付申上候段千萬恐多奉存候得共、乍憚御察被下御前之義何分ニも宜奉願候(中略)

③、方丈仕形爰許家中町在ハ不及申、隣国迄も取沙汰悪敷申候事

④、今度右御注進申上候義、伊勢守様(阿部正福のこと—筆者注)御役人中江も申達候へハ、心次第ニ可仕由御返答ニ御座候

右之趣毛頭相違無御座候、若無覺束被為思召候御事も御座候ハ、当地之様子御存知之御方為御見分被遣可被下候、其段乍恐奉願候、以上 (傍線筆者)

まずは⑦の一つ書きに注目してみよう。掘り起こされた「宗休様御廟所」とは水野勝成の御廟所であり、向きを変えられた「源光院様御石塔」とは勝負の御廟所なので、ここでは、徳門が独断で行おうとした御廟所縮小工事が問題にされているわけである。この工事を水野家牢人たちから批判された徳門は、境内地のあちこちに御廟所が散在して、掃除が行き届かずに見苦しい、つまり御廟所を一箇所にまとめるのは、莊嚴を保つためだと弁明した。

しかし、右のような弁明は、水野家牢人たちにとって納得のいくものではなかった。①の一つ書きをみると、あるうとか徳門は、縮小工事によって得た石壇などを売り払おうとしていた。そこで、水野家牢人たちは、結局徳門に御廟所を莊嚴にする志など毛頭ないのだと訴えている。さらに⑤の一つ書きをみると、徳門は常日頃から賢忠寺の経済的な困窮を問題視していたようであり、石壇の売却はその解消を狙った行為とも取れるが、こうした事情も水野家牢人たちの批判をかすめるとはならなかった。というのも、既述の通り先代住職玉峯には結城藩から追加寄進もされているのであり、徳門の態度は、肝心な旧主への報恩を忘れ、都合良く経済的な困窮ばかり持ち出すものにみえたからである。

以上のように徳門の非道を訴えた水野家牢人たちは、⑤の一つ書き以降では、注進に及んだ自らの立場にも言及していく。すなわち⑤では、本来なら直接江戸に赴いて下知を仰ぐべきところ、貧窮状態の牢人ゆえ、書面での注進となったことに謝意が表される。

⑥の一つ書きでは、徳門の悪評が、福山藩領各地や隣国にまで鳴り響いていると指摘される。後述するように、水野家牢人たちのなかには、水野家藩主時代の美事、なかならず旧主の名声を、後世にまで語り継いでいきたいと考える者が多くおり、徳門の存在はそれと対照的に旧主の名声をおとしめる要素と捉えられたのである。

⑦の一つ書きでは、今回の注進が福山藩阿部家からも許可

を得た行為であると明言される。水野家牢人たちが、自らの保身のために、前もって阿部家へ願ひ出て、結城藩への注進を行ったことは既述の通りである。もともと、伺い書のなかで結城藩の御用人たちにわざわざこの件を報告したのは、別な意図もあつたと考えられる。旧主が建てた賢忠寺は、新たな支配者である阿部家にとつてみれば、色々と神経を使う存在である。そして、関東の地で再興を果たした結城藩水野家にとつてみても、阿部家支配下にある賢忠寺への参詣は、同様に神経を使う行為であつた。ましてや、たとえ牢人たちの注進によつて、藩主水野勝政が憤慨したとしても、阿部家を無視して直接徳門を処罰するわけにはいかない。そのような状況を鑑み、阿部家との意思疎通は牢人たちによつて既に着手されていることを確認したが、㊦の一つ書きの意味であるろう。結果を先取りしておく、徳門の処分は当然阿部家が行つた。しかし、処分に先立つて水野家の江戸留守居と阿部家の江戸留守居は綿密に意見交換を行い、「此上者如何様共御国法之通御仕置被仰付、日向守（水野勝政―筆者注）存念晴候様頼被奉存候」という水野家江戸留守居の連絡を待つて、徳門の処分は実施された。阿部家との意思疎通に注意喚起する水野家牢人たちの注進は、大いに活かされたわけである。

さて、伺い書の内容を分析しながら、また話を先に進め過ぎてしまったので、飛脚が軻津を出立した時点に戻ろう。大鐘三木太夫と渡部六兵衛は、その後順調に歩を進め、一二月九日に結城藩江戸藩邸に到着、藩役人から歓待を受けた。ま

た、阿部家の江戸留守居である阿部甚九郎も、たびたび二人の様子を伺いに訪れたことが確認でき、江戸藩邸を介して両名家の情報交換が盛んになったと考えられる。一二月九日には結城藩から水野家牢人たちへの返書が完成し、大鐘と渡部は、遂に帰国の途についた。ちなみに、徳恩の江戸到着はこれからかなり遅れたと考えられるが、後に水野家牢人たちが耳にした噂によれば、既に結城藩では賢忠寺に対する悪評が満ちており、不首尾のまま帰国せざるを得なかつたとされる。

大鐘と渡部が無事に福山へ戻つたのは、年をまたいで享保一四年（一七二九）一月五日のことであるが、彼らによつて届けられた結城藩からの返書は、水野家牢人たちを喜ばせるものであつた。すなわち、ここでは、賢忠寺徳門の御廟所に対する態度が「以之外成義」と糾弾され、対照的に注進に及んだ水野家牢人たちの態度が「神妙成義」と絶賛されていたからである。普段は藩領諸村に寓居し、不遇をかこつ彼らであるが、「御廟所」掘り起こし事件では、たぐいまれなる結束力を示し、結城藩に対して面目を施したわけである。

もともと、賢忠寺徳門の非道糾弾という点についていえば、結城藩からの返書を待つまでもなく、事態は水野家牢人優位で解決へ向かいつつあつた。というのも、一二月二七日には福山藩の寺社奉行から賢忠寺に遠慮が申し付けられ、さらに一二月一日には藩主阿部正福の意向でより重い閉門が申し付けられたからである。賢忠寺に厳しい処罰が下るといふ流れ

は、この時点でおおよそ決まったといつて良い。

年が明けて三月二十九日、賢忠寺住職の徳門とその弟子である徳恩・徳透に対する処罰が決定する。福山藩の寺社奉行から仰せ渡された文言を抜粋しておくこと以下の通りである。

其方儀、水野御先祖御廟所御改葬仕候段、江戸日向守様
江も御伺もなく、此方江も何之附届も無之、我儘二仕、
其上万々間違之儀共不届ニ思召候、依之追放被仰付候(中
略)尤御領分はいくわい御停止被成候、此上者片時も早
立退可然候

徳門ら三人の僧侶に下されたのは、福山藩領からの追放という厳しい処罰であった。もっとも、当時賢忠寺にいた僧侶のなかでも、「御廟所」掘り起こし事件に関与していなかった者は、何のお咎めも受けていない。そこで、処罰を免れた僧侶たちと賢忠寺の末寺住職による入念な相談の後、七月二日には玄鏡という人物を新たな住職に迎えることが決まった。また、徳門によって一箇所にまとめられかけていた御廟所であるが、八月に入ると結城藩から立会人が派遣され、水野家牢人たちの手も借りつつ、復旧が成し遂げられた。平井尉右衛門も、このことをもって全ての事件が幕を下ろしたとみたのである。「賢忠寺一件井蛙録」の叙述もここで終わっている。

三、賢忠寺一件から探る近世武士の倫理観と歴史意識

さて、前節では「賢忠寺一件井蛙録」という史料に依拠しつつ、旧主の危機(具体的には旧主菩提寺の住職による不敬行為)に際して、水野家牢人たちが示した忠義の具体相を明らかにしてみた。もっとも、本稿の本来の課題は、近世的な主従関係を成り立たせている武士の価値観に迫ることであったが、その作業は必ずしも進展していない。そこで、本節では、結城藩へ注進に及んだ四九人に着目し、また注進メンバーへの参加を許されなかった者や、自ら参加を拒否した者にも目配せしつつ、牢人たちの心情を分析してみることにした。

まずは四九人が福山藩改易前に水野家家中でどのような役職にあったのかを把握しておこう。表①は、結城藩への伺い書に連名した水野家牢人の名前を、「水野松之丞勝岑家中分限帳」のなかで探し、改易前の役職ごとに数値化したものである。ただし、親子ともども伺い書に連名した者が三組存在するので、家数でいうなら物頭は一家、馬廻りは一四家参加したことになる。また、福山藩水野家に仕えた父親が死去もしくは隠居したため、代わって息子が連名に加わっていることもある。その場合も、「賢忠寺一件井蛙録」のなかに父親の名前が注記されているので、父親の役職によって分類を行った。

表①をみると、結城藩への注進に当たって中核的な役割を

表① 結城藩への伺い書に連名した水野家牢人

改易前の役職	禄高	人数	備考
物頭	200石	2人	親子で連名に加わった者1組
御目附	150石	1人	
郡奉行	100石	1人	
馬廻り	100石～350石	16人	親子で連名に加わった者2組
医師	150～300石	3人	
近習	15石	1人	
中小姓	15～24石	6人	
代官	13～23石	3人	
町目附	14石	1人	
役人並	14石	1人	
徒士	10～14石	4人	
大工頭	20石	1人	
道具方	15石	1人	
殺生方	15石	1人	
小頭	12石	1人	
小人頭	12石	1人	
不明	—	5人	

果たしたのが、かつて馬廻りを勤めたような一〇〇石取り以上の武士であることはすぐに分かる。馬廻りは、戦時であれば主君の親衛隊的役割を果たし、平時であっても主君と直接交流を持つ機会が多かった役職である。そこで、平素から情誼的忠誠心を涵養してきた馬廻りを中心とする上層武士が、改易後に発生した旧主の危機においても、主力となって忠義

を示したのだという見取り図は、ひとまず説得力のあるものといえよう。もともと、『西備名区』で紹介される一一一人の水野家牢人のなかでも、改易前に馬廻りを勤めていた者は二人と一番多い^②。つまり、福山藩領に寓居していた牢人たちのうち、三割弱はかつて馬廻りだったわけであり、それは伺い書に連名した牢人のなかに占める馬廻りの割合ともおおむね一致するのである。以上のことを念頭に置けなら、馬廻りの忠誠心をことさらに強調するのは早計といえる。むしろ明らかに下層武士と把握し得る徒士や、技能系の役職である大工頭・道具方などを勤めていた牢人からも、伺い書への連名を求める者が出ている点に注目すべきであろう。

一点付け加えておくと、筆者は、近世武士の価値観を抽出する上で、大名家中の階層性や家臣個々の出自に拘る必要があまりないと主張したいわけではない。例えば、谷口眞子は、吉良邸への討ち入りを首尾一貫主張していた旧赤穂藩士の堀部武庸に関して、以下のような鋭い指摘を行っている^③。堀部は赤穂藩での役職こそ二〇〇石取りの馬廻りであるが、生まれは越後国新発田であり、勘気をこうむった父親が新発田藩を致仕したため、牢人時代を経て、浅野長矩に召し抱えられた。つまり、堀部の場合、浅野家家中の一員として「御家」に尽くす意識はそもそも希薄であり、最優先されるべきは個人的に恩義のある浅野長矩の無念を晴らすことであった。「御家」の再興こそ最優先事項だと考える大石良雄の家が、赤穂藩成立当初からの重臣であることと合わせて考えれば、堀部

と大石の価値観の差異は、彼らの出自や経歴に多くを負っているというわけである。また、磯田道史は、衣服の着用規則や敬礼作法など、日常的に繰り返し行われる所作・動作にまで着目しつつ、大名家中の序列構造を分析しているが、こうした手法は近世武士の倫理観や名誉意識を探究する本稿においても不可欠なものと考えられる²⁷⁾。

これらの優れた研究成果にならうなら、やはり本稿でも、福山藩改易以前の日常空間にまで遡り、伺い書に連名した水野家牢人個々の価値観形成を解き明かすべきなのだろう。しかし、そこまで踏み込んだ考察は、史料的な制約により難しいので、今回は統計データで分かった大雑把な分析結果を示すに留めたい。賢忠寺一件では、四九人もの水野家牢人が結集し、結城藩への伺い書提出を試みたわけだが、そのなかには馬廻り・中小姓・徒士など様々な役職を勤めた者が混在していた。また、連名の書き方をみても、かつての役職や禄高によって差別化・序列化を行う傾向は確認できない。つまり、旧主に敬意を払おうとしない賢忠寺の行為は、御目見得資格がなかった徒士に至るまで牢人たちの忠誠心をあまねく糾合する出来事であり、彼らの行動に階層差による決定的な差異は存在しなかったのである。

もつとも、かつて福山藩水野家に仕えた者なら、誰でもこの伺い書に連名できたというわけではない。どんなに旧主への忠誠心が強くとも、身分格差によってあらかじめ連名から除外されていたのは足軽である。飛脚が軛津を出立した一

月二六日のこと、田井新右衛門のもとに、石田龍左衛門という人物が訪れた。石田は、かつて水野勝貞に足軽として仕えた者であった。足軽は、大名家中の一員ではあるものの、下層武士である徒士よりもさらに下位に置かれた存在である。再び磯田道史の指摘によれば、江戸時代に百姓・町人が足軽と対面しても、一般の武士にするように土下座を命じられることはなかった。それどころか、馬廻りのような上層武士と対面した足軽は、百姓・町人同様に土下座することを求められたのである。福山藩水野家の場合も、「水野松之丞勝岑家中分限帳」には、「鉄砲組足軽拾六組 三百六拾六人」、「弓組足軽式拾組 四百五拾人」と足軽の人数のみが記されており、個人名を明記される徒士以上の武士とは扱いがまるで異なる。

このように徒士と足軽の間に設けられていた身分格差は、石田龍左衛門の行動にも大きな影響を与えていく。石田は足軽といえども忠誠心の強い人物であり、賢忠寺の行為に我慢ならず、福山城下に駆け付けた。それにも関わらず、彼は「御連衆二相加り申義ハ憚多義」と自ら連名に加わることを遠慮し、飛脚銀の出費のみを申し出た。石田以外にも三人の足軽が、田井のもとを訪れたが、彼らも御廟所の復旧作業に際して労働奉仕を願い出たのであり、結城藩への伺い書に連名することなど考えてもいなかった。大名家中には馬廻り・中小姓・徒士・足軽など複雑な階層性が存在したわけだが、忠誠心の涵養という点に注目すれば、決定的な要素は、徒士と足

軽の間に引かれた身分格差であったといえよう。もちろん、石田のように、元足軽として旧主への忠義を示そうとする者はいた。しかし、改易以前の福山藩水野家には八〇〇人以上の足軽が仕えていたわけであり、賢忠寺一件に駆け付けた人数はあまりに少ない。徒士以上の身分格差が明示される日常空間のなかで、足軽たちは主君への忠誠心を十分涵養し得ないまま、改易の日を迎えていたわけである。あまりに自然と伺い書への連名を遠慮する石田の態度は、足軽の屈折した心性を象徴的に示すものといえよう。

さて、ここまで水野家牢人たちの階層性に着目して考察を進めてきたが、そもそも連名に加わった四九人という数は何を意味しているだろうか。というのも、繰り返し言及してきたように、元禄一一年（一六九八）の水野勝宍改易処分以降、近世後期に至るまで、福山藩領の諸村には常時一〇〇人前後の水野家牢人が寓居していたと考えられるからである。四九人という数は、旧主への思いからわずか一〇日ばかりで結集した牢人の数としては確かに多いが、藩領内に寓居しながら連名に加わらなかつた牢人も少なからず存在している。彼らは、旧主への忠誠心を希薄化させてしまったのだろうか。まず当たり前の指摘をしておく、伺い書に連名しなかつた水野家牢人のなかには、そもそも旧主の危機を知らなかつた者も多くいる。例えば、河上久弥は、「水野松之丞勝宍家中分限帳」によれば、かつて四〇〇石取りの馬廻りを勤めた人物だが、改易後に備中国玉島の近辺に移住していた。そこで、

平井尉右衛門も「無二の連衆ニ而候」と称える人柄でありながら、飛脚出立の一月二六日までに駆け付けることができず、意志に反して連名から漏れたわけである。河上久弥同様、遠方や病気を理由に遅参し、遅ればせながら伺い書へ賛意を示す牢人は、一〇人以上いた。彼らを加えるなら、賢忠寺一件で旧主への忠義を示そうとした牢人の数は、藩領内に寓居する牢人の過半数に達していたことになる。

そこで次に、水野家牢人たちを旧主への忠義に駆り立てた情熱の正体について考えてみたい。ここで注目したいのが、永田只八・林田貞兵衛という二人の人物である。平井尉右衛門が林田貞兵衛のことを「実ハ只八弟」と記しているように、彼らは兄弟であり、兄の永田は水野勝貞に一八〇石取りの馬廻りとして仕えたこともあつた³⁰。そして、賢忠寺一件の噂を聞き付け、急ぎ福山城下に結集したわけだが、結城藩への伺い書に連名はしていない。というのも、永田は水野勝貞の勘気をこうむり、改易以前に福山藩を致仕していたからである。身分的にいえば、永田・林田と伺い書に連名した四九人は同じ牢人である。しかし、かつて福山藩水野家から勘気をこうむった経歴は、結城藩へ注進に及ぶ際にも影響を保ち続けており、憚りのある彼らは本意にも連名に加われなかつた。もつとも、牢人仲間と永田・林田の日常的な関係は良好だつたようで、彼らが連名に加われないことに同情を示す者も多かつた。そこで、平井尉右衛門と田井新右衛門は、内々のルートである平井治左衛門（結城藩御留守居仮役）を頼り、ひそ

かに兩名の赦免を嘆願している。この嘆願は、幸運にも藩主水野勝政の耳に達することとなった。伺い書への返書が届いた享保一四年(一七二九)一月五日には、永田・林田兩名に對して「向後差控二不及」とする勝政の免状も届けられ、福山藩四代藩主からこうむった勘気は、ようやく解かれた。もつとも、それによつて新たな仕官先が定まるわけでもなく、ドライな現代人からすれば、永田・林田の情熱にはあまり共感できるところがない。ただ、福山藩領に寓居する水野家牢人を、結城藩水野家への再仕官の機会を窺う人々と捉えるなら、勘気をこうむつたままの永田・林田にはその候補に挙がる可能性さえなかつた。結城藩から免状が発給されたことにより、彼らは初めて他の水野家牢人と同じ士俵に立てたといえる。こうしてみると、彼らの行為には、しっかりと功利的な思いも含まれていた。

それでは、他の水野家牢人たちにも永田・林田の行動原理を敷衍させ、結城藩への注進を再仕官活動の一環と捉えてしまつて良いのだろうか。水野家牢人たちにとつて、結城藩とは、本来なら自らも構成員として活躍すべき「御家」なわけであり、彼らが「御家」の一員である自らの存在をアピールすべく結城藩への注進に情熱を注いだことは間違いない。ただし、そのように割り切つて捉え過ぎると、賢忠寺一件の本質を見誤る恐れもある。ここまで身分格差や勘気により伺い書への連名を遠慮した人物に着目してきたが、次に牢人仲間から徹底的に排除された人物——太田与右衛門と布川治右衛

門——を取り上げ、事件の深部に迫つてみたい。太田与右衛門は、「水野松之丞勝岑家中分限帳」によれば、かつて一四石取りの役人並を勤めていた人物だが、結城藩への伺い書に連名することはなかつた。その事情については、平井尉右衛門が詳しく記録しているので、以下に引用してみたい。

太田与右衛門、此与右衛門義賢忠寺一件御伺書之連名二近所二乍居洩申候、子細ハ賢忠寺先住末期之遺書二後住ハ小野村天徳寺徳門和尚、徳門後住ハ亀石村南泉寺大旭長老与被書置候、大旭ハ先住玉峯和尚之物領弟子二而、右与右衛門義大旭江俗縁之者ニ御座候、夫故何も一同ニ罷成申事心能不存候哉、又ハ浪人共今般致徒党候様ニ爰許上体江相聞候ハ、末々身之為如何与致了簡候哉、心底慥ニ相聞江不申候得共、先連判ハ相断入不申候(中略)然所爰許上体段々浪人共存寄尤ニ被存様子ニ相聞江、尤世上隣国まで其取沙汰ニ御座候故、氣之毒存候哉、小高浅左衛門方迄申入候ハ、御注進連名二者洩申候得共、御厚恩之私儀ニ御座候間、責而飛脚入用銀之割符ニ入申度与度々相断、尤銀子指出申候を浅左衛門預り置申候、其段浪人共何も承、御亡君様御厚恩を忘申候者二候へハ銀子可請取子細なしと戻申候

冒頭に記された事情はやや複雑である。賢忠寺五代住職の玉峯は、遺言によつて徳門を自分の後継者としたわけだが、実は徳門の後の住職も指名していた。すなわち、それが大旭なのだが、太田与右衛門は大旭と親族関係にあつたため、牢

人仲間から賢忠寺に近い人物ではないかと疑われ、伺い書に

連名することはなかった。もつとも、親賢忠寺派との疑いも、結城藩への注進が徒党とみなされ、福山藩から罰せられることを恐れたのではないかという推測も、平井尉右衛門が一方的に述べていることである。ここまでなら誤解から生じた仲間外れといえなくもないのだが、本当に人仲間を憤慨させたのは、結城藩への注進の後に太田が示した態度であった。すなわち、牢人たちの行動が徒党どころか福山藩からの称賛を浴びるようになると、彼は、伺い書に連名できなかつたことを後悔したのか、とたんに飛脚銀の出費を申し出てきたのである。水野家牢人たちは、旧主への恩義を忘れた者から受け取る銀子はないと、冷淡にその申し出を拒絶している。

次に牢人仲間による布川治右衛門の排除についても、平井尉右衛門の記録に依拠して、その顛末をさぐってみよう。なお、布川治右衛門の父親である源助は、「水野松之丞勝岑家中分限帳」によれば、かつて一四石取りの目附を勤めた人物である。

源介子布川治右衛門、此もの儀最初同心ニ御座候故、連名ニ書加指上申候、右治右衛門義爰許領主伊勢守様(阿部正福のこと―筆者注)江奉公望仕罷在申候、今度之義浪人共徒堂之様ニ上体へ相聞江候ハ、望之邪魔ニも罷成可申与心附候与相聞江、連名相除申度由申出候(中略)

右兩人義不届一入、浪人共にくミ強段御察可被成候、向後ハ浪人仲間ニも入不申、何事ニ不寄申合も仕間敷与申

談候事ニ御座候

平井尉右衛門の述べるところによれば、布川は当初伺い書の連名に加わっていた。ところが、福山藩阿部家への仕官を望んでいた彼は、結城藩への注進が徒党行為とみなされ、仕官の望みが断たれるのではないかと疑心暗鬼になり、手のひらを返して連名からの脱退を申し入れてきた。このような背信行為に対して、牢人仲間は大いに憤慨し、今後一切の協力を拒否すると申し合わせている。

太田与右衛門・布川治右衛門を酷評した平井尉右衛門により、対照的に心意気のすばらしい人物と絶賛されたのが石井浅右衛門である。以下、その評価を引用しておこう。なお、「水野松之丞勝岑家中分限帳」によれば、石井浅右衛門の父親である平介は、かつて一六石取りの代官を勤めていた人物である。

石井平介倅浅右衛門義も伊勢守様へ奉公望仕罷在候、然共此度一同之由申出候、新右衛門申聞候ハ、御奉公望在之衆中御上江之用捨も有之候様ニ承及申候、其許ニも其御心底候ハ、一同ニ被成候事無用与指向申候、浅右衛門申候ハ右之心底有之者も御座候段此間承及申候、人ほともあれかくもあれ、於拙者ハ御厚恩相忘不申、申出候事ニ御座候、万一奉公望之邪魔ニ罷成相濟不申候逆も毛頭後悔之心底無御座候由申二付、旁申談連名ニ違不申候、ケ様ニ厚心成者も御座候

石井も、布川同様に、福山藩阿部家への仕官を望む者であつ

た。そこで、田井新右衛門は、未来のある若者を氣遣い、仕官活動に支障がないよう、伺い書への連名を遠慮してはどうかと助言した。しかし、石井は、そんな事情で旧主への忠誠心を隠すわけにはいかないと、たとえ阿部家から咎めを受けても後悔など決してしないと、強固な意志を申し述べた。平井尉右衛門は「ケ様二厚心成者も御座候」と感嘆している。

さて、以上のような人物評価を、我々はどのように読み解くべきだろうか。もちろん、太田・布川への酷評と、石井への絶賛から、自己の決断を覆すことなく、損得勘定を超越して主君への忠義を果たす武士道の理念を読み解くことも可能ではある。しかし、筆者としては、牢人仲間の強い共同性と、その裏面での脱落者排除とが、旧主への忠義をより一層活性化させていく構造にこそ注目したい。

一見階層性を越えて結束しているようにみえる水野家牢人たちが、実際には徹底して元足軽層を伺い書への連名から外している事実は、既に確認した。しかし、旧主への忠義を示そうとしない元足軽層に、牢人たちが批判の矛先を向けることとは異なる。旧主への忠義は、選ばれた武士のみに許された行為であり、元足軽層の無関心は、むしろ伺い書に連名した者たちの特権性・優越性を際立たせてくれるからである。他方、仲間であるの見込んだ者の脱落や背信に対して、平井尉右衛門らは執拗な批判と排斥を繰り返していく。当然それは、自らが背信行為を行った場合に降りかかってくるはずの批判と排斥でもある。そこで、何としても石井浅右衛門のように仲

間内からの称賛を浴びるべく、水野家牢人たちは自らの行動を律し、武士として恥ずかしくない忠義を示そうと努めるわけである。

ちなみに、結城藩への注進によって水野家牢人たちが負うかもしれない代償は、せいぜい福山藩阿部家からの叱責程度であり、文字通り身命を賭して吉良邸に討ち入った旧赤穂藩士とは比べものにならない。しかし、両者の思考のあり方は、意外と良く似ている。谷口眞子によれば、旧赤穂藩士たちの多くは、離脱者となつて対面を損なうことに強い危惧を示し、だからこそ、討ち入りに参加して一族の名譽が保たれることに大いなる充足感を見出していた⁽⁹⁾。水野家牢人たちも、ただ確率の低い再仕官に期待して結城藩への注進に精を出したというより、牢人仲間という共同体のなかで武士にふさわしい行動を取り、名譽欲を充足させることにこそ重きを置いていたのではないだろうか。

なお、享保年間の水野家牢人たちは、かつて旧主から受けた恩義がある程度鮮明に共有しつつ、共同性を保っていたわけだが、当然その記憶は、世代交代のなかで薄れていく。それゆえ、彼らは、自らの行為を記録することにも熱心であった。最後に、水野家牢人たち（特にその上層）が有していた歴史感覚に迫り、忠誠心の持続力について考察してみたい。「賢忠寺一件井蛙録」を記録した平井尉右衛門は、冒頭において以下のように述べている。

或時住侶二悪僧あつて御廟等を恣になやミ奉り候一件、

浪人仲間之内より愚二申様、此度之一儀当分ハ失念も在之間敷けれど、数年を歴なは失念、又ハ覚の誤も出来可申、且浪人仲間之後代二至、誠の端にも成なんと申二、井之内之蛙大海を不知儀として如何と申候得者、井之内二而可用、只記録也と強而申に付、不得辞、雖不具大要略を記畢

牢人たちにとって賢忠寺一件とは、仲間の結束で「悪僧」徳門を追放した快拳だが、彼らには、年を経てそれが忘れ去られるのではないかと危惧があった。そこで、牢人仲間の快拳を後代に語り継ぐべく、「賢忠寺一件井蛙録」が執筆されたのである。歴史の流れのなかに自らの忠義や旧主の美事を置き、それを称えようとする水野家牢人たちの感覚が、もはや禄を下賜してくれるわけでもない旧主への忠誠心を持続させていったといえる。

牢人仲間への世代を越えた語り継ぎということでは、長老格の平井三楽も負けてはいない。賢忠寺一件に直接関係するものではないが、平井三楽には「水野様御一代記」という著述がある⁽³⁵⁾。これは福山藩初代藩主水野勝成の功績を書き上げたものである。実は改易後の福山藩では、平井三楽の「水野様御一代記」に限らず、旧主顕彰の記録が何系統も作成されている。水野記と総称されるこれらの記録は、不遇をかこつ牢人たちが、旧主の多大な功績を世代を越えて語り継ぐために作成したものと考えて間違いない。このように賢忠寺一件以前から行われていた歴史意識の共有が、旧主を誇る牢人

仲間の共同性を生み出し、徳門の不敬行為に対する激しい批判に繋がったのである⁽³⁶⁾。

おわりに

さて、本稿では、主家を失った牢人たちの行動を追いながら、近世的な主従関係のあり方を考察してみた。本稿で確認された近世武士の価値観が、新渡戸稲造『武士道』で主張されるような武士道精神——徹底して卑怯や不義理を嫌い、個人の利益を犠牲にしても主君への忠義を果たす心構え——と一致しないことは、いまさら述べるまでもないだろう。旧主の危機に立ち上がった水野家牢人たちには、注進メンバー全員の名前を紙面に書き上げ、結城藩にアピールする功利的な側面もみられるし、徒党の罪を免れるため、現支配者である阿部家に結城藩への注進を事前申請する計算高さも持ち合わせていた。

それでは、笠谷和比古が述べたように⁽³⁷⁾、自らも構成員である「御家」において、個人の役目を最大限に果たすことが、近世武士の価値観を満足させたのだろうか。笠谷の論理展開は確かに明晰であるが、合理性あふれる近世武士像は、あくまでその一面を切り取ったもののようにも思われる。本稿では、右のような違和感を出発点として、賢忠寺一件という具体的事例から、近世武士の思考構造を検討してみたわけである。水野家牢人たちをみると、結城藩とのわずかな繋が

りを頼りに、堂々と「御家」での活躍を望むというより、特権性と排除の論理によって牢人仲間という情念的な共同体を創出し、そのなかで名誉欲を満たそうとする傾向の方が強かった。もちろん、賢忠寺一件は、時代的かつ地域的に限定された一事例に過ぎない。しかし、状況が異なる赤穂事件でも同様の傾向は見出せるのであり、近世武士一般の思考構造と呼び得るものがある程度抽出できたのではないかと考えている。

他方、牢人という特異な状況に置かれた者たちが、自らの忠義や旧主の美事を語り継ぎ、仲間意識を後代まで保ち続けようとする歴史感覚については、残念ながら本稿で本格的な考察を加えるには至らなかった。筆者は、牢人仲間の内部を固めるために生み出された語りが、次第に地域社会へ流出し、様々な変質を経ながら、より広範な歴史意識を作り上げていくという見通しを持っているが、この点については、別な機会に論じることとしたい。

註(一) 『国史大辞典 第十四巻』(吉川弘文館、一九九三年)によれば、「牢人」とは領地や地位・俸禄などを失って落魄している人、そのなかでも特に主家を離れて所領や俸禄を失った武士のことを指す言葉とされる。他方「浪人」とは、本来の意味では本籍の地を離れて流浪する浮浪者を指す言葉だが、「牢」の言葉が有するマイナスイメージを嫌って所領・俸禄を失った武士にも次第に「浪人」の字が当てられるようになったとさ

れる。本稿で取り上げる賢忠寺一件でも、主家を失った武士が「牢人」もしくは「浪人」と表記されており、割合的に優位なのは「浪人」の方だが、ここでは言葉の原義に従って「牢人」を用いることとしたい(ただし、史料引用は原表記に従った)。

- (2) 渡邊大門『牢人たちの戦国時代』(平凡社、二〇一四年)。
- (3) 朝尾直弘『公儀』と幕藩領主制』(講座日本歴史五)東京大学出版会、一九八五年)。
- (4) 笠谷和比古『主君「押込」の構造』(平凡社、一九八八年)、同「土の思想」(岩波書店、一九九七年)。
- (5) 谷口眞子『赤穂浪士の実像』(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (6) もっとも、山本博文『敗者の日本史15 赤穂事件と四十六士』(吉川弘文館、二〇一三年)によれば、大石良雄が主張したのは、吉良義央の出仕停止を前提条件とした面目の立つ浅野長広の赦免であった。赤穂藩再興で単純に家臣団の仕官先確保を目指したわけではなかった点にも注意が必要である。
- (7) 福田千鶴『幕藩制の秩序と御家騒動』(校倉書房、一九九九年)では、江戸時代の主従制度が、①個人の能力を重視する器量・器用の原理、②生得的な家筋の原理、③血統的連続性に基づく譜代の原理、④精神的な結び付きに由来する情誼の原理など、複数の要素の葛藤・相克によって展開するものと捉えられており、大変参考になる。
- (8) 氏家幹人『かたき討ち』(中央公論新社、二〇〇七年)によれば、江戸時代の敵討ちは父や兄など目上の親族を対象としたものが圧倒的に多く、主君の敵を討つ事例は幕府法で認められていたものの極めて少ないとされる。
- (9) 福山藩の改易に関しては、『福山市史中巻』(福山市史編纂会、一九六八年)三七八―四〇〇頁参照。

- (10) 『備後叢書』三卷ならびに四卷(歴史図書社、一九七〇年)。
 (11) 中山富広「水野家牢人と村落社会」(平成六年度〜平成八年度科学研究費補助金研究成果報告書『文献学・歴史学の方法を活用した森鷗外「北條霞亭」の総合的研究」、一九九七年)。
 (12) 『福山市史 中巻』二九〇〜二九九頁参照。
 (13) 「賢忠寺一件井蛙録」(茨城県立歴史館所蔵「下総結城水野家文書」)。なお、「賢忠寺一件井蛙録」は、事件の当事者でもある平井尉右衛門が、水野家牢人の立場から主観的に記した史料であるため、叙述の妥当性・信憑性については、随時異なる立場から記された他の史料と照らし合わせながら検証していく予定である。
 (14) 『備後叢書』三卷六八九〜六九〇頁。ちなみに、水野家家中において三五〇石は、家老・番頭・大寄合などを除くと最上位クラスの知行取りである。
 (15) 『備後叢書』二卷(歴史図書社、一九七〇年)六四〜六五頁。
 (16) 引野亨輔「江戸時代の地誌編纂と地域意識」(『歴史評論』七九〇、二〇一六年)。
 (17) 『福山市史 近世資料編Ⅱ』(福山市、二〇一二年)七八頁。
 (18) 『備後叢書』三卷六九二頁。
 (19) 『備後叢書』三卷六八六ならびに六八九頁。
 (20) 『備後叢書』三卷六九二頁。
 (21) 『備後叢書』三卷六八八頁ならびに『広島県史 近世資料編Ⅰ』(広島県、一九七三年)三一〜三八頁。
 (22) 『福山市史 近世資料編Ⅰ』(福山市、二〇一一年)一二七〜一三一頁。
 (23) 『備後叢書』二卷二二八〜一三二頁。
 (24) 『備後叢書』三卷ならびに四卷。
 (25) 根岸茂夫『近世武家社会の形成と構造』(吉川弘文館、

- 二〇〇〇年)によれば、近世大名家中において「一人前の武士」とみなされたのは馬廻りや近習までであり、中小姓は馬廻りに進むこともあり得る「一人前の武士直前」の存在、徒士はさらに格下がって「一人前の武士とは見なされない」存在とされる。具体的にいえば、徒士には主君への御目見得が許されていなかった。
 (26) 註(5)に同じ。
 (27) 磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』(東京大学出版会、二〇〇三年)。
 (28) 前註に同じ。
 (29) 『備後叢書』三卷六九二頁。
 (30) 註(11)に同じ。
 (31) 『備後叢書』三卷六九五頁。
 (32) 『備後叢書』三卷六九四頁。
 (33) 『備後叢書』三卷六九六頁。
 (34) 註(5)に同じ。また、山本博文『武士と世間』(中央公論新社、二〇〇三年)も、「武士の世間」から浴びせられる圧力と、近世武士の厳しい倫理観を連動的に捉えており、同じ見解に立つものといえる。
 (35) 『広島県史 近世資料編Ⅰ』三一〜三八頁。
 (36) 歴史意識の共有という点についていえば、結城藩への伺い書に連名した馬屋原玄益の存在も興味深い。平井隆夫「福山開祖 水野勝成」(新人物往来社、一九九二年)によれば、水野家藩主時代の藩医坂田陸山を祖父に持つ馬屋原玄益は、水野勝成を祭神とする徳勝霊社の荒廃ぶりを嘆き、有志を募って建て直した人物だからである。これは、賢忠寺一件解決後の出来事と考えられるが、旧主への報恩をエネルギーとして牢人仲間の結束性を高める行為は、このように継続的に行わ

れていたのである。

(37) なお、新渡戸稲造『武士道』で述べられるような武士道精神が、近代の創作物に過ぎないことは、菅野覚明『武士道の逆襲』（講談社、二〇〇四年）に詳しい。

(38) 註(4)に同じ。

(39) 引野亨輔「近世後期の地域社会における藩主信仰と民衆意識」〔歴史学研究〕八二〇、二〇〇六年。

本研究はJSPS科研費16K03037の助成を受けたものです。

（東北大学大学院文学研究科）